

議第290号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 2京都市ネーミングライツ審査委員会の項を次のように改める。

京都市ネーミングライツ審査委員会	ネーミングライツ（本市の施設等の通称を命名する権利をいう。）を付与する契約の相手方及び命名する通称の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2	年
京都市持続可能な行財政審議会	持続可能な行財政の確立に向けた歳入及び歳出の構造等の改革に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1	年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として京都市持続可能な行財政審議会を設置する必要がある
るので提案する。